

港区立円通寺坂公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とかたばみ・山本・GSグループ（以下「乙」という。）は、令和4年3月31日付けで締結した「港区立円通寺坂公園等の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙1のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 武 井 雅 昭

乙 かたばみ・山本・GSグループ
代表団体
港区元赤坂一丁目5番8号
代表取締役 高 野 博 信

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 乙は、この協定により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。指定管理期間満了後又は取消後も同様とする。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を管理運営業務以外の用途に利用してはならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、この協定により実施する管理運営業務の一部を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ甲に通知し、承諾を得なければならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務について前項の規定により第三者に委託する場合は、この協定により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を委託先とし、この協定と同等の安全管理措置を義務付ける委託契約を結ばなければならない。また、乙は委託先に対して適切な監督を行い、甲の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、委託先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、この協定により実施する管理運営業務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 乙は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告しなければならない。また、乙は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 乙は、この協定により実施する管理運営業務が完了したとき又はこの協定が解除されたときは、管理運営業務に係る個人情報を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該個人情報を甲の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 甲は、乙が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この協定を解除することができる。

2 前項の場合において、甲は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。指定管理期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 甲は、乙がこの協定により実施する管理運営業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、乙に報告を求めることができる。

2 甲は、乙に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を含む協定のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 乙は、管理運営業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、管理運営業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を

置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 乙は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を甲へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 乙は従業者に対して、管理運営業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 乙は、協定内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 乙及び甲は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく管理運営業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、管理運営業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する協定のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 乙は、この協定により実施する管理運営業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。